



1 介護保険を使って、家のリフォームをしたいのですが。

介護保険住宅改修は、介護保険サービスの1つであり、自立した生活を送るうえで、利用者の心身の状況、住宅の状況等から考慮して必要と認められる場合に対象となります。「**古くなった部分をリフォームしたい**」という**目的の工事は対象にはなりません**。（多くの人が納める保険料等で成り立つ保険制度であるため、一定のルールがあります。）

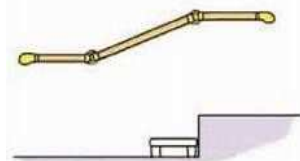
2 住宅の状況等問題があれば、希望の工事を行ってもらえるのですか。

利用者の身体状況、屋内の生活動線などを考慮し、日常生活を送るうえで必要と判断された工事に介護保険が適用されます。そのため、**必ずしも希望どおりの改修工事が可能になるということではありません**。具体的には、改修工事の内容、必要性をケアマネジャーが判断し理由書を作成します。さらに、区役所で、改修内容が適切なものかどうか判断します。

3 住宅改修を利用して、どのような工事が可能なのでしょうか。

介護保険住宅改修制度で対象となる工事は、次の6種類が定められています。

- ①手すりの取付け
- ②段差の解消
- ③滑りの防止及び移動のための円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④引き戸等への扉の交換
- ⑤洋式便器等への便器の取替え
- ⑥その他①から⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修



4 手すりをつけたい箇所があり、場所的につけることが困難なときはどうしたらよいですか。

固定する手すりが主流ですが、跳ね上げ式のものや、福祉用具貸与で対応できるかどうかケアマネジャーや施工業者に相談してください。

5 住宅改修で利用できる金額はいくらですか。

介護保険被保険者証上の住所地の住居に対し、1人の被保険者が利用できる上限額は20万円です。この金額に達するまで**複数回に分けて、利用することが可能**です。住宅改修工事後に、身体状況が変化した場合、残額があれば、介護保険を利用して改めて必要な改修工事を行うことができます。

6 住宅改修をする場合、どのように申請するのでしょうか。

まずは、担当ケアマネジャーまたは地域包括支援センターに相談してください。ケアマネジャー等は、利用者の希望、身体状況、家屋の状況を総合的に考慮したうえで必要な改修工事を判断し、理由書を作成します。この理由書が改修工事の基本計画となるため、住宅改修をご検討の場合は、工事業者に見積を作成してもらう前に、**改修内容についてケアマネジャー等に相談してください**。

7 住宅改修費の申請にはどのような手続きが必要になりますか。

住宅改修費の申請には、事前申請と事後申請があります。**事前申請では**、改修工事の計画や改修費用が適切なものかどうか、理由書、見積書、写真等の書類を審査し、介護保険適用の承認・非承認を通知します。**事後申請では**、工事後の写真、領収書等により、事前承認どおり、改修工事が行われたかどうかを、介護給付費支給のため審査します。申請手続きは、改修業者に委任することができます。

8 受領委任払い制度とは、どのようなものでしょうか。

介護保険住宅改修を利用した場合、通常、改修費用全額を利用者が負担し、事後申請後に7割～9割を払い戻す仕組みになっています。受領委任払い制度とは、費用負担を軽減するため、利用者負担を最初から1割～3割とし、残りの7割～9割を川崎市が業者に支払う制度です。**受領委任払い制度を利用するためには、川崎市に「受領委任払い取扱い事業者」として届出を行った業者を利用する場合に限られます。**

9 住宅改修の申請をすれば、すぐに改修工事を行ってよいのでしょうか。

住宅改修は、**事前申請に対する承認通知が届いてから**行う必要があります。承認前に行った工事は、介護保険住宅改修費の給付対象にはなりません。また、申請せずに行った工事についても、給付対象にはなりません。

10 申請してから承認が出るまでどれくらい時間がかかるのでしょうか。

通常は、申請書類を受理してから、1週間程度で承認（不承認）を発送します。しかし、改修理由が不明確なものや自費を組み合わせた複雑な申請内容、書類に不備があるケースでは、審査や書類の再提出に時間がかかるため、承認までに日数を要する場合があります。

また、事前申請のあったものについて、各区役所の職員では、介護保険の適正な改修内容かどうか判断に迷う場合は、建築に関する専門調査員とともに、実地調査を行う場合があります。

11 費用をなるべく安く済ませたいのですが。

部材費の値引率、施工費用にばらつきも想定されることから、相見積を取ることで改修工事を比較的安価な業者に発注することも可能です。

12 現在、入院（入所）中ですが、退院（退所）に備え、住宅改修を行いたいのですが。

退院（退所）を前提に、住宅改修を行うことは可能です。ただし、事前に区役所に相談をしたうえで申請をし、承認を受けてから住宅改修を行ってください。**退院（退所）できず自宅に戻れなかった場合は、住宅改修費の給付対象とはならず、全額自己負担となります。**

13 要介護（要支援）認定申請中でまだ認定結果はでていませんが、住宅改修を行うことは可能でしょうか。

認定が出る前に、事前承認された工事については、住宅改修を行うことは可能です。ただし、**認定結果が非該当となった場合は、住宅改修費の給付対象とはならず、全額自己負担となります。**